

業務請負契約書（案）

- 1 業務の名称 令和7～9年度磐南浄化センター計装設備点検業務
- 2 履行期限 契約日から令和10年3月14日
- 3 請負代金額 ￥〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇. ー
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇. ー）

4 債務負担行為に係る契約

各年度における請負代金額の支払の予定額は、次のとおりとする。

令和 7年度 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

令和 8年度 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

令和 9年度 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

上記の委託業務（以下「業務」という。）について、委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）は次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和7年〇月〇日

甲 住 所 愛知県名古屋市中区徳川1丁目15番30号
氏 名 日本下水道事業団
契約職 東海総合事務所長 林 幹雄

乙 住 所
氏 名

(総 則)

第1条 乙は、この契約に定めるもののほか別添仕様書並び及び図面等に基づき、頭書の請負代金額をもって頭書の履行期限までに業務を完了しなければならない。

(担当員、主任技術者)

第2条 甲は、乙の業務の処理について、自己に代わって乙に説明を求め、若しくは、調査する担当員を定め、乙に通知するものとする。

2 乙は、業務履行について、技術上の管理をつかさどる主任技術者を定め、甲に通知するものとする。

(計画表)

第3条 乙は、契約締結後5日以内に計画表を作成して甲に提出するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面による甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 甲は、この契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたりその内容等を変更することができる。

(著作権の譲渡等)

第5条 乙は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。

2 甲は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。

3 甲は、成果物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

4 乙は、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。

5 乙は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当する

としないとかかわらず、甲が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第19条第1項の規定にかかわらず、当該成果物の内容を公表することができる。

(再委託等の禁止)

第6条 乙は、業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務内容の変更等)

第7条 甲は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、又は、業務を一時中止することができる。この場合において、請負代金額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 甲は、成果物が著作物に該当するとしないとかかわらず、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。

(履行期限の延長)

第8条 乙は、その責に帰することができない事由により履行期限までに業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して、遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲乙協議して定めるものとする。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第9条 業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要が生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要が生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定めるものとする。

(検査及び引渡し)

第10条 乙は毎年度ごとに、業務を完了したときは、遅滞なく、甲に対して年度業務完了届を提出しなければならない。

2 甲は、前項の年度業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果物について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果、成果物について補正を命じられたときは、乙は、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については前項を準用する。

4 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果物を甲に引渡すも

のとする。

(履行遅滞の場合における遅滞料)

- 第11条 乙の責に帰する事由により、履行期限までに業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、甲は、遅滞料を徴して履行期限を延長することができる。
- 2 前項の遅滞料は、請負代金額に対して、延長日数に応じ年3.0パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。
- 3 甲の責に帰する事由により次条の規定による請負代金額の支払いが出来なかった場合には、乙は、甲に対して年2.5パーセントの割合で遅延利息の支払いを請求することができる。

(請負代金額の支払)

- 第12条 乙は、第10条第2項の規定により検査に合格したときは、所定の手続に従って請負代金額の支払を請求するものとする。
- 2 前項の遅滞料は、請負代金額に対して、延長日数に応じ年3.0パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。

(請負代金額の変更)

- 第13条 甲及び乙は、この契約及び仕様書等に定めた業務の内容の変化に応じて請負代金額を変更することができるものとする。
- 2 前項の請負代金額の変更については、甲及び乙が協議して行うものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に整わない場合は甲が定め、乙に通知する。
- 3 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

- 第14条 甲又は乙は、契約期間内で契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により委託費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 前項に該当するものとして、残業務の総額が物価の変動により1.5パーセントを超えた場合は対象となるものとする。

- 3 第1項の場合において、請負代金額の変更額については、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議の上定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は甲が定め、乙に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により委託料の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 予期することのできない特別の事情により、契約期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託費が著しく不適當となったときは、甲又は乙は、前項の規定に関わらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 前項の場合において、請負代金額の変更額については、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議の上定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は甲が定め、乙に通知する。
- 7 第3項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、乙が第1項又は第5項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は協議開始の日を定め、乙に通知するものとする。

(契約不適合責任期間等)

- 第15条 甲は、引き渡された成果物に関し、第10条第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の迫完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
 - 3 甲が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
 - 4 甲は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

- 5 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については、適用しない。
- 7 甲は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が仕様書の記載内容又は甲の指示等の性状により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその記載内容又は指示等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(協議による解除)

- 第16条 甲は、必要があると認めたときは、乙と協議のうえ、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 乙は、第7条の中止期間が引き続き契約期間の2分の1以上に及ぶとき、又は契約締結後、契約期間の2分の1を経過しても着手の指示がないときは、甲と協議のうえ契約の全部又は一部を解除することができる。

(甲の解除権)

- 第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は契約を解除することができる。
- 一 乙の責に帰する事由により、契約期間内又は期限後相当の期日内に業務を完了する見込がないと明らかに認められるとき
 - 二 正当な事由なしに着手を遅延したとき
 - 三 契約の全部又は一部の解除を申し出たとき
 - 四 契約の締結又は履行にあたり不正な行為をしたとき
 - 五 前各号のほか、この契約事項に違反したとき
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、既履行部分があるときは、甲は、当該既済部分の全部又は一部について相当と認める代価を支払って引渡しを受けることができる。

(違約金)

- 第18条 前条第1項の規定により契約を解除されたときは、乙は、請負代金

額の10分の1の金額を違約金として甲の指定する期限までに納付しなければならない。

(秘密の保持等)

第19条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 乙は、成果物（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(業務の調査等)

第20条 甲は、必要と認めるときは、乙の業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(契約外の事項等)

第21条 この契約に定めのない事項、又はこの契約について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定める。